

私立学校施設整備費補助金  
防災機能等強化緊急特別推進事業  
(学校施設耐震改修工事) Q&A

目次

問1	Is値がおおむね1.0以下で、かつ補強を必要とする特別な理由があると認められる場合において、「補強を必要とする特別な理由」とは、どのような例があるのか。	2
問2	耐震診断等に係る費用は、何年前まで遡って工事実施時に補助対象経費と出来るのか。	2
問3	例えば、10年前に耐震診断を実施している場合、この耐震診断結果は有効なのか。	2
問4	耐震補強工事の対象になるのはどのようなものか。	2
問5	本体工事とは具体的にどのようなものか。	3
問6	関連工事とは具体的にどのようなものか。	3
問7	耐震診断報告書に、工事等を行うことが必要である旨記載されていれば、全て耐震補強工事の補助対象としてよいのか。	3
問8	補強対象建物の窓ガラスを強化ガラス等に変更する工事は、関連工事にはあたらないのか。	4
問9	コンクリートブロック壁の撤去及び乾式壁（石膏ボード）への改修は、耐震補強工事の補助対象となるか。	4
問10	「耐震補強壁等の設置により関連して照度が低下する場合、照度を確保するための塗装等は対象とする。」とあるが、因果関係が明確にされていれば、耐震補強工事の補助対象となるのか。また、どの程度まで回復させることが認められるのか。	4
問11	「本体工事に関連して必要となる設備関係の改造について対象とする。」とあるが、この「設備関係の改造」とは、どのような例があるか。	4
問12	本体工事の施工範囲内で空調設備を新設したが、耐震補強工事の補助対象として問題ないか。	5
問13	校舎屋上の防水改修工事によって建物が軽量化すれば、耐震性能が向上することは明白であると考えるが、この場合は耐震補強工事の補助対象としてよいか。	5
問14	補助対象となる仮設校舎のリース契約について、補助対象となる期間はありますか。	5
問15	耐震補強工事の補助対象とならない事例を具体的に示してほしい。	6
問16	過去に会計検査院から指摘された事例があれば教えてほしい。	8
問17	「耐震診断についての公的機関の確認結果」は耐震補強工事の場合でも提出する必要があるのか。	9

### (耐震性能等)

問1 Is値がおおむね1.0以下で、かつ補強を必要とする特別な理由があると認められる場合において、「補強を必要とする特別な理由」とは、どのような例があるのか。

(答) 耐震補強工事の対象となる建物は、原則として、Is値がおおむね0.7に満たないこと、若しくはq値がおおむね1.0に満たないことを条件としています。

ただし、例えば耐震診断の結果、Is値が0.85であったが、大地震時の層間変位値がエキスパンションジョイントのクリアランスを上回るため、隣接する建物に衝突する可能性があるると判定委員会で判定された場合などは「補強を必要とする特別な理由」となります。

### (耐震診断)

問2 耐震診断等に係る費用は、何年前まで遡って工事实施時に補助対象経費と出来るのか。

(答) 本事業の対象となる建物に係る耐震診断及び耐震補強計画策定に要する経費については、工事实施年度の前々年度支出分までを補助対象経費に算入することができます。

問3 例えば、10年前に耐震診断を実施している場合、この耐震診断結果は有効なのか。

(答) 10年前と建物の現況に技術的に大きな変化（構造壁の撤去等）がなければ、当時の耐震診断結果でも有効として取り扱うことができます。

### (補助の対象となる範囲)

問4 耐震補強工事の対象になるのはどのようなものか。

(答) 耐震補強工事の対象となるものは、「本体工事」と「関連工事」があります。

「本体工事」は、原則として、建物の耐震性能向上に資するものであり、そのことが構造計算等で明確にされている工事を指します。

「関連工事」は、本体工事に伴い必要となる内部・外部の改修工事等を指します。本体工事の施工に係る必要最小限の範囲を対象とし、本体工事との因果関係が合理的に説明できないものについては、関連工事とはなりません。

なお、耐震補強工事のうち、非構造部材の単体整備を行う場合において、安全性を確保するために行う非構造部材の耐震対策の整備にかかる工事を「本体工事」、それ

に伴い行う本体工事の施工に係る必要最小限の範囲を対象とし、本体工事との因果関係が合理的に説明できる工事を「関連工事」と見なします。

問5 本体工事とは具体的にどのようなものか。

(答) 主な事例として

- ・ 壁、柱、梁、ブレース、耐震スリット、基礎等の新設、増設又は補強に必要なとなる工事。
- ・ 鉄筋コンクリートの亀裂部分の樹脂注入、剥離部分の補修等の工事（外壁モルタル等仕上げの剥落防止を目的としたものを除く。）。
- ・ 庇、塔屋、防水層、雑壁等の撤去・付替等建物の軽量化等を図るための工事（上層階の撤去を含む。）。
- ・ エキスパンションジョイント等のクリアランス確保を目的とした工事。

などが挙げられます。

なお、建物の耐震性能向上に資することが構造計算等で明確にされていないものは、本体工事とはなりません。

問6 関連工事とは具体的にどのようなものか。

(答) 主な事例として

- ・ 本体工事の施工上必要となる内外装、建具及び設備等の改修工事（解体・設置する工事を含む。）。
- ・ 建築基準法、消防法等の規定により、本体工事に伴い必要となる防火扉（制御装置を含む。）等の設置工事。
- ・ 本体工事に伴い必要となるリース契約の仮設建物工事（本体工事を実施する建物面積を限度とする。）。
- ・ 本体工事に伴い低下する室内外環境条件（照度、温湿度等）を回復させる改修工事や模様替え（室内の照度等の検証を行ったものに限る。）。
- ・ その他、本体工事の施工上撤去せざるを得ない外構、倉庫等の解体及び復旧工事。

などが挙げられます。

なお、本体工事の施工に係る必要最小限の範囲を対象とし、本体工事との因果関係が合理的に説明できないものについては、関連工事とはなりません。

問7 耐震診断報告書に、工事等を行うことが必要である旨記載されていれば、全て耐震補強工事の補助対象としてよいのか。

(答) 耐震補強工事の補助対象となるのは、建物そのものの耐震性能向上を目的とした工事であって、かつ耐震性能向上に資することが構造計算等で明確にされ

ている必要があります。そのため、構造計算等で建物の耐震性能が向上することが明確にされていない場合は、単に耐震診断報告書に記載されていることのみを根拠にして、耐震補強工事の補助対象とはなりません。

なお、当該工事等が本体工事の施工に伴い必要となる工事であることが合理的に説明できるものであれば、関連工事として、耐震補強工事の補助の対象となります。

#### (補助対象経費)

問8 補強対象建物の窓ガラスを強化ガラス等に変更する工事は、関連工事にはあたらぬのか。

(答) 本体工事の施工上必要となる最小限の範囲については、関連工事となります。例えば、補強建物等の耐震補強壁を設置した部分若しくは室の窓ガラスを強化ガラス等に変更する場合は対象となります。

問9 コンクリートブロック壁の撤去及び乾式壁（石膏ボード）への改修は、耐震補強工事の補助対象となるか。

(答) 当該工事が荷重軽減などで建物の耐震性能向上に資することが構造計算等で明確にされている場合は、耐震補強工事の補助対象となります。

ただし、構造計算等により建物の耐震性能向上に資することを明確にすることなく行なう工事や、コンクリートブロック壁の倒壊の危険を防止するために行なう工事等については、耐震補強工事の補助対象とはなりません。

問10 「耐震補強壁等の設置により関連して照度が低下する場合、照度を確保するための塗装等は対象とする。」とあるが、因果関係が明確にされていれば、耐震補強工事の補助対象となるのか。また、どの程度まで回復させることが認められるのか。

(答) 本体工事に伴い照度等の室内外環境条件が悪化するなど、その因果関係が検証されていれば、耐震補強工事の補助対象(関連工事)となります。回復させる程度については、学校環境衛生基準などの現行基準を参考としてください。

問11 「本体工事に関連して必要となる設備関係の改造について対象とする。」とあるが、この「設備関係の改造」とは、どのような例があるか。

(答) 例えば、耐震補強壁の設置に伴い開口部が閉塞されて換気量が減少し、必要換気量が確保できないような場合において、これを回復するための工事は耐震

補強工事の補助対象(関連工事)となります。ただし、耐震補強壁の設置に伴い換気量が減少したことについて、その因果関係が検証されている必要があります。

問12 本体工事の施工範囲内で空調設備を新設したが、耐震補強工事の補助対象として問題ないか。

(答) 本体工事の施工範囲内であっても、従前なかった設備を新たに設置する場合や、再取付が可能な既存の機器を設置しないで新しい空調設備を取り付ける場合は、原則として関連工事とはなりません。

ただし、本体工事による開口部の閉塞、開口面積の減少等を検証した結果、室内の環境条件(温湿度)が著しく悪化することが明らかとなり、室内の環境条件を回復させる手段が空調設備の新設以外にないような場合は、空調設備の新設が耐震補強工事の補助対象(関連工事)として認められる場合もあります。

問13 校舎屋上の防水改修工事によって建物が軽量化すれば、耐震性能が向上することは明白であると考えるが、この場合は耐震補強工事の補助対象としてよいか。

(答) このような場合においても、老朽化対策との違いを明らかにするため、当該工事が建物の耐震性能向上を趣旨とした工事であることが構造計算で明確にされている必要があります。

問14 補助対象となる仮設校舎のリース契約について、補助対象となる期間はあるのか。

(答) 原則として、当該校舎の利用ができない期間(工事の実施期間及び引っ越し等に要する期間)が補助対象期間となります。

問15 耐震補強工事の補助対象とならない事例を具体的に示してほしい。

(答) 以下に例として掲げた工事内容は、耐震補強工事の補助対象とならないので、ご注意ください。

耐震補強工事の補助対象とならない例	
以下の工事のうち、 <u>構造計算等により建物の耐震性能向上に資することを明確にすることなく行うもの</u> （耐震診断報告書等への記載の有無は問わない。）	
①	庇や煙突等に対する補強材の設置、鉄筋コンクリートの増打ち、付替え等の工事
②	外部階段や渡り廊下の鉄骨部材の補強又は付替え工事
③	屋上に設置されている高架水槽の付替え、高架水槽等の工作物の架台の補強、高置水槽や煙突の撤去工事
④	構造計算等に拠らずに建物の軽量化等に資すると判断して行った工事（例：屋上の防水層の改修、工作物や塔屋、パラペット、バルコニー等の撤去）
以下の工事のうち、 <u>本体工事の施工箇所とは関連性のない箇所で施工されるものや、耐震補強工事と関係なく建築基準法や消防法等の法令（条例を含む。）に適合させるなどのために行うもの</u> （いずれも耐震診断報告書等への記載の有無は問わない。）	
①	コンクリートブロック壁（CB壁）の転倒防止又は撤去工事
②	ガラスブロックの補強又は撤去工事
③	構造体（躯体）ではない庇や煙突等に対する補強材（吊り材・方杖・柱等）の設置、鉄筋コンクリートの増打ち、付替え等の工事
④	構造体（躯体）ではない壁の亀裂部に樹脂を注入して、クラックや剥離部分を補修したり、防水性能を確保したりする工事
⑤	構造体（躯体）ではない外壁や天井を撤去して、ALC板等に張り替えるなどの工事
⑥	地震時の揺れによる剥離・落下等を防ぐ目的で、柱や梁に仕上げ材を施したり、室内（教室や体育館）の天井材や床材を張り替えたり、天井一面にネットを張ったり、雑壁を補強したりする工事

⑦	地震時の揺れによる落下を防ぐ目的で行う、照明器具・空調設備・視聴覚設備・バスケットゴール等の器具や設備の付替え、取付金具の更新工事
⑧	防火区画、避難経路の確保などのために行う、防火扉・防火シャッター・非常口・タラップ・滑り台等の新設・改修等の工事（本体工事により避難経路が変更となるために必要となるなどの場合を除く。）
⑨	教室等の居室と廊下との間の間仕切壁を撤去し、耐火構造又は準耐火構造の間仕切壁に付け替える工事
⑩	現行の建築基準法に見合う必要換気量を確保するために、通気口や換気設備を新設する工事（本体工事に伴い換気量が減少することについて検証し、その結果、必要性が認められた場合を除く。）

## (会計検査院による指摘事例)

問16 過去に会計検査院から指摘された事例があれば教えてほしい。

(答) 次の事例については、会計検査院から不適切な事例として指摘を受けたものです。今後同様の事例が生じないように、補助金の申請にあたっては、十分ご注意ください。

事例1) 従前設置されていなかったロッカー等の備品を新たに購入したり、耐震補強壁等を設置した箇所とは関係ない箇所に設置されていた備品を更新したりすることなど補助対象とは認められない経費を補助対象経費に含めていた事例。

事例2) 耐震補強工事に支障があるとして、汚水管の移設工事を含めて補助対象事業経費を算定していた。しかし、実際の施工においては、既設の汚水管が耐震補強工事への支障とはならなかったことから既設の汚水管を除去することなく本工事が施工されており、当該移設工事は耐震補強工事の付帯工事と認められないため、補助金が過大交付となっていた事例。

事例3) 耐震補強壁を設置する同一空間の内装に当たるとして、補強工事に関連しない、実験室のトイレへの改修(衛生設備工事)等に係る経費を補助対象経費に含めていたため、補助金が過大交付となっていた事例。

事例4) 内壁の塗装に係る工事費について、特殊な塗装仕上げで施工するとして補助対象経費を算定していたが、実際の施工において、当初の仕様よりも施工単価の低廉な工事を行っていたため、補助金が過大交付となっていた事例。

事例5) 契約締結時の工事費内訳書における施工単価及び材料単価を増額して、補助対象経費を算定しており、補助金が過大交付となっていた事例。

事例6) 諸経費等の按分において、直接工事費の補助対象の金額と補助対象外の本金額の比率により按分して算定しておらず、補助金が過大交付となっていた事例。

事例7) 値引き額を補助対象の本金額と補助対象外の本金額の比率により按分して算定しておらず、値引き額の全額を補助対象外の工事費の減額として、補助対象経費を算出していたため、補助金が過大交付となっていた事例。

事例8) 工事監理に係る経費を補助対象工事費に含めていたため、補助金が過大交付となっていた事例。

事例9) 耐震補強工事の施工範囲に入っておらず直接関連しない廊下の床材の張替に係る経費を補助対象工事費に含めていたため、補助金が過大交付となっていた事例。



事例 10) 既存の屋上に塗膜防水を施しているもので、構造計算上の建物の軽量化を目的とした防水工事ではないため補助の対象とならなかった事例。

事例 11) 耐震補強工事の施工範囲に当たらず、また補強工事に伴い防火区域に変更が生じた等の理由がなく行った防火扉の設置工事に係る経費を補助対象工事費に含めていたため、補助金が過大交付となっていた事例。

事例 12) 耐震補強工事の工事計画の変更に伴い、結果的に解体撤去することとなった部分に係る耐震補強工事の経費等を補助対象工事費に含めていたため、補助金が過大交付となっていた例。

問17 「耐震診断についての公的機関の確認結果」は耐震補強工事の場合でも提出する必要があるのか。

(答) 耐震改築工事の申請においては提出が必要となりますが、耐震補強工事の場合は提出は不要です。